

平成18年度実績評価事務事業進行管理表

170-642

事務事業名	特殊教育就学奨励事業				財務会計上の位置付け	会計	款	項	目	細目	細々目	19予算額(千円)
部等名	教育委員会	課等名	学校教育課		包含する細々目	1	10	2	2	12	1	3,037
政策	2 地育力によるこころ豊かな人づくり					1	10	3	2	12	1	2,376
施策	22 義務教育の充実											
実施区分	継続	会計	一般会計	環境調整会議								
		事業期間		年度～	年度	関連計画条例等						

【Do】(1)この事務事業は次の目的を達成することを目指します。

目的の記述	対象(人や物、自然資源など)	対象の大きさを表す対象指標名と単位	対象指標の数値			
	心身に障害を持つ児童・生徒及び保護者	心身に障害を持つ児童・生徒の数	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度		23年度以前に終了した年度とする
			188	190		
	現状又は19年度見込	23年度又は終了年度				
	意図(成果は何か、対象をどうかえるか)	成果達成度を表す成果指標名と算定式・単位	成果指標の数値(実績・目標)			
心身障害児に就学の支援を行い、義務教育の円滑な実施を図る。	就学の支援を受けて通学している心身障害児数	18目標	140	最終目標	180	
		18実績	145	19目標	176	↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度
		18目標		最終目標		
		18実績		19目標		↑
		23目標		23実績		最終目標達成年度

(2)意図を達成するために以下のことを取り組みます。

手段の記述	事業の全体概要(補足説明)	具体的活動内容(やり方、手順、詳細)	活動量を表す名称・単位	活動量の値
	心身に障害のある児童生徒の教育を受ける権利を保障するため、就学の援助を行う。 具体的には、自律学級在籍児童生徒保護者への学用品費・修学旅行費・給食費等を補助する。 国庫補助 1/2(ただし国の予算額以内)	自律学級在籍児童生徒保護者への教育費扶助 ・学用品費・修学旅行費用に対する補助 ・学校給食費の補助	自律学級在籍児童生徒保護者への教育費扶助額	4514
	18年度の実績			
	19年度計画	自律学級在籍児童生徒保護者への教育費扶助 ・学用品費・修学旅行費用に対する補助 ・学校給食費の補助	自律学級在籍児童生徒保護者への教育費扶助額	4514

<金額の単位:千円>		18決算額(見込)	19予算額(当初)
事業費	特定財源		
	国庫支出金		
	県支出金		
	起債		
	その他	1,443	1,460
	一般財源	3,071	3,953
事業費計(A)	4,514	5,413	
人件費	正規職員所要時間	18年度 400	19年度 400
	臨時職員等所要時間		
	人件費計(B)	1,430	1,430
	トータルコストA+B	5,944	6,843

特定財源内訳や補足事項	特殊教育就学奨励費補助金(国:1/2以内)
-------------	-----------------------

(3)この事業目的の達成は、次の上位(施策や主体の役割)目的の達成に結びつきます。

目的の記述	結果 この事務事業の施策(基本事業)の目的	上位成果指標(施策又はムトス指標)と単位	上位成果指標の数値				
	小中学校の教育環境の充実が図られる。児童生徒(心身障害児も含め)が生きる力をつける	学校が楽しいと感じている児童生徒の割合 ア)小学校 イ)中学校	現状値	1,886.5	19実績		
			20実績	1,848	21実績		
				22実績		23目標	1,191
							1,190
	不登校の児童生徒数	ア)小学校 イ)中学校	現状値	1,132	19実績		
20実績			1,095	21実績			
22実績				23目標	1,132		
						1,095	

この事業を開始したきっかけ	事業を取り巻く状況の変化	事業に対する市民や議会の意見
学校教育法の制定施行後、心身に障害を持つ児童生徒の就学には、保護者が過大な経済的負担を負わねばならないことから、就学状況は低調であった。 このような就学事情を改善するため、当該保護者に就学奨励の制度が始まった。	近年の児童生徒の障害の重度重複化が進んできており、この制度は就学の保障にますます重要になってきている。	

【See】18年度の振り返り

目的 妥当性 評価	この事業の意図の達成が、結果(上位目的)に結びついていますか？	(評価) 結びつく (その理由) いかなる児童生徒にも就学奨励を行うことにより、義務教育の普及向上につながる。	有効性 評価	成果をさらに向上させる余地はありますか？	(評価) 余地がない (その理由) 法の規定に基づく施策である
	対象の見直し、拡大、縮小の必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由) 国の根拠法令により、対象は心身に障害のある児童生徒に限られる。		廃止・休止した場合の影響はありますか？	(評価) 影響あり (その理由) 全ての児童生徒に対する教育を受ける権利が保障されなくなる
	意図の見直しの必要性はありますか？	(評価) 必要性がない (その理由) ノーマライゼーションの理念を実現していく上で必要である。		他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 関連事業あり (類似事業名、理由) 要保護・準要保護就学援助事業
	市が関与する必要性はありますか？(市が税金を投入すべき事業ですか)	(評価) 必要ある (その理由) 障害を持つ全ての児童生徒に教育の機会均等を保障し、学校において適切な教育を実施することは行政の責務である。		他に類似事業はありますか。また統合の可能性はありますか(市以外の取組も含む)？	(評価) 可能 (その理由) 就学援助対象世帯及び援助額認定事務の効率化
			公平性 評価	成果を下げずに、事業費や人件費の削減は可能ですか？	(評価) 妥当である (受益者とその理由) 法の規定に基づく施策である

【Plan】改革改善

今後の事業の方向性 <input type="checkbox"/> 終了 <input type="checkbox"/> 廃止 <input type="checkbox"/> 休止 <input type="checkbox"/> 目的見直し <input type="checkbox"/> 別事業に統合 <input type="checkbox"/> 事業のやり方改善 <input checked="" type="checkbox"/> 現状維持 実施年度 <input type="text"/> 具体化	何を、いつまでにどうするのかの改革改善案
上記の改革改善案を実施する際、想定される課題とその克服方法	

【補足事項環境側面】

(1) 環境影響評価の必要性判断	必要性がない	(2) 必要性な場合の実施事由	
(3) どのような点に配慮し事業に取り組みましたか？			

【指摘事項】

施策マネジメント会議	
施策評価会議	
第5次基本構想基本計画推進委員会	